



## 1 着用済みバッジの返却について

下記を参照いただき、返却前にご確認ください。

### 要返却品

- ✓ **着用済みバッジ** …… 着用期間が終了した全てのルミネスバッジ・リングバッジ  
※不均等被ばく等で複数のバッジを使用している場合、全てのバッジを同時に返却してください。
- ✓ **コントロールバッジ** …… 返却分のバッジと同一期間のもの
- ✓ **トレー** …… 返却時のバッジ破損や紛失防止のためトレーをご使用ください ※写真参照  
リングバッジの返却には紙筒をご使用ください



### 適時返却品・返却不要品

- ▲ **登録変更依頼書** …… 着用者の追加や取消および変更がある場合のみ返却 ※詳細は第3項参照
- ✗ **クリップ** …… 返却不要 着用済みのバッジから外し、新しいバッジに取り付けてご使用ください

## 2 コントロールバッジの取扱いについて

### 1 コントロールバッジとは

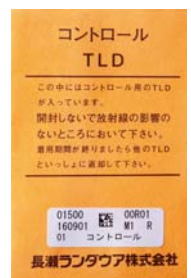
コントロールバッジはお客様が使用したバッジに含まれる自然放射線の影響分を差し引き、個人の被ばく線量を正確に算出するためのバッジです。



ルミネスバッジ コントロール

### 2 保管場所

RIやX線室の近辺などを避け、放射線の影響を受けない場所に保管してください。  
※コントロールバッジが被ばくすると事業所全体の測定値に影響しますのでご注意ください。

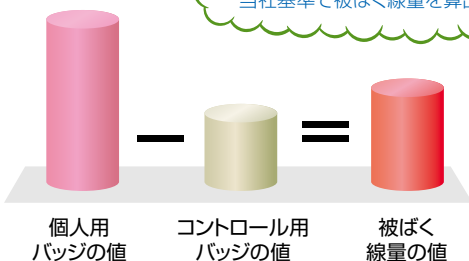


リングバッジ  
コントロール

### 3 注意事項

コントロールバッジの着用や、他の放射線計測を目的とした使用はできません。  
同一期間の着用済みバッジと一緒に返却してください。

※コントロールバッジが同封されていない場合  
当社基準で被ばく線量を算出します。



## 長瀬ランタウア株式会社

本社 〒300-2686 茨城県つくば市諏訪C22街区1  
TEL.029-839-3322 FAX.029-836-8441  
ホームページアドレス / <https://www.nagase-landauer.co.jp>

### 3 登録内容の変更について

人事異動等で登録内容に変更が生じましたら、登録変更依頼書にご記入の上、バッジと一緒に返却いただくか、Fax までご連絡ください。  
(B-Web サービスをご利用いただきますとさらに便利です)

#### 1 登録変更依頼書による変更可能な登録内容例 (※詳細は登録変更依頼書の裏面をご参照ください)

- ➔ 追加 …… 新たな着用者またはバッジタイプの追加
- ➔ 取消 …… 現在使用中の着用者またはバッジタイプの取消
- ➔ 変更 …… 所属の変更や改姓等による氏名の変更
- ➔ 名義変更 …… 登録済み着用者とは別の方が使用する場合
- ➔ 復活 …… 一時着用中止された方が再度使用する場合
- ➔ クリップ …… クリップの紛失や破損などによる追加
- ➔ その他 …… バッジの発送先や担当者の変更など

登録変更依頼書

#### 2 登録内容変更の締切日について

登録変更依頼書の「お知らせ」欄に登録変更締切日を記載しておりますので、変更依頼が必要な場合は都度ご確認ください。また、締切日を過ぎてご依頼いただいた場合は以下の対応になることがありますので、予めご了承ください。

- ➔ 追加の場合 …… 別便にてお届けいたします
- ➔ 取消の場合 …… 取消されたバッジが届きますので、前回の着用分と一緒に返却してください
- ➔ 変更の場合 …… 変更されないまま届きますが、次回の着用分から変更内容が反映されます

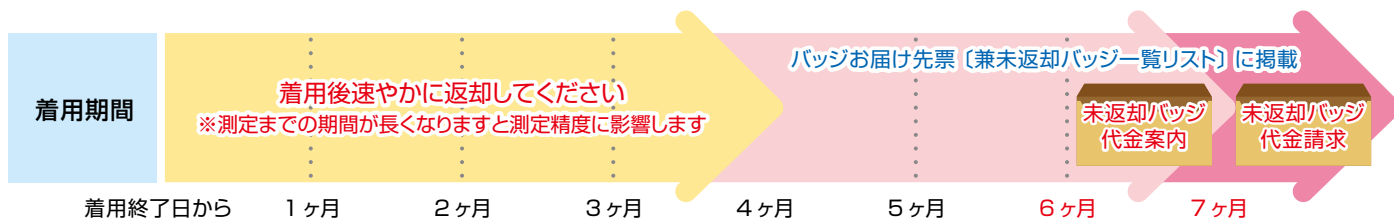
### 4 未返却バッジについて

#### 1 未返却バッジのご連絡

着用終了日より4ヶ月を経過しても返却されていないバッジの情報は、バッジ出荷時に同封するバッジお届け先票〔兼未返却バッジ一覧リスト〕に掲載します。  
リストに掲載されたバッジがお手元にある場合は速やかに返却してください。

#### 2 未返却バッジ代金の請求

着用終了日より7ヶ月を経過しても返却されなかったバッジについては、測定料とは別に未返却バッジ代金として請求させていただきますので、予めご了承ください。



# 5 報告書と線量限度について

## 1 個人線量の管理対象と線量限度

下表は法令による管理対象と線量限度を示したものです。

放射線業務従事者の線量限度は放射線障害防止法および医療法施行規則等により以下の通り定められています。

管理対象		算定に使用する測定値	法令で定められた線量限度
実効線量		1 cm 線量当量	100mSv / 5年かつ 50mSv / 1年 5mSv / 3ヶ月(女性*)
等価線量	眼の水晶体	1 cmまたは70 $\mu$ m 線量当量の適切な方	150mSv / 1年
	皮膚	70 $\mu$ m 線量当量	500mSv / 1年
	妊娠中の女性の腹部	1 cm 線量当量	2mSv / 妊娠期間**

\*妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠中の者を除く

\*\*妊娠と診断されてから出産までの期間

## 2 報告書の確認と保管義務

報告書が届きましたら、事業所の放射線作業環境を考慮の上、線量が適切であるかを評価し、大切に保管してください。

※保管期間は30年または永久保存が法令で定められています。(5年経過後の一部特例を除く)

## 3 報告書の各累計期間の考え方

➔ 単年度計 …… 4月1日を始期とする1年間

➔ 四半期計 …… 4月・7月・10月・1月の1日を始期とする各3ヶ月間

➔ 5年累計 …… 平成13年4月1日(2001年4月1日)以降、5年ごとに区分した期間(下記の期間で定期的に設定されています)  
※2001/4/1 ~ 2006/3/31    2006/4/1 ~ 2011/3/31    … 2016/4/1 ~ 2021/3/31

## 4 報告書の確認ポイントと管理者の対応例

実効・等価線量の当月(今回)・四半期計・単年度計・5年累計の値と、上記線量限度の表を参照し以下の確認をしてください。

**ポイント1**

- 確認 線量限度超過従事者がいるか(該当者がいる場合、報告書に※管理連絡票を同封)
- 対応 速やかに監督官庁へ報告するとともに、該当者は遅滞なく健康診断の受診が必要です

**ポイント2**

- 確認 線量限度に近い従事者がいるか(該当者がいる場合、報告書に※管理連絡票が同封されています)
- 対応 該当者の作業の停止や作業方法を改善する必要があります

**ポイント3**

- 確認 過去の実績値と比較し、急増した従事者がいるか
- 対応 該当者の急増要因を調査し、改善が必要です

**ポイント4**

- 確認 事業所や所属の従事者全体の値が増加しているか
- 対応 増加している場合は施設や設備の確認や作業方法の改善が必要です

※管理連絡票とは…法令で定められた線量限度を超えた場合、および70%以上に到達した従事者がいる場合、報告書に同封します。(ただし、妊娠中の女子腹部表面の等価線量を除きます)

## 5 報告書の見方について(下記に代表例のみ掲載 その他の記号はホームページでご確認ください)

**M** 測定結果が線量計の最小検出限界値(0.1mSv以下)であったことを示しています。  
「被ばくなし」とは言えないまでも、検出限界未満の非常に低レベルであり、問題はないと考えられます。  
※オプションの小数点2桁報告の場合を除きます。

**M数** 報告書の項目内の「M数」は、上記の最小検出限界値の報告回数を表しています。  
事業所内の作業環境や作業方法が理想的であり、且つその状態が保たれていると考えられます。

**A** 報告書の項目「注記」の欄に「A」の表記がある場合、その方のバッジが返却されていないことを意味しておりますので、速やかに返却してください。